

至誠館大学学部長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園組織運営規程第13条第1項に基づき、至誠館大学現代社会学部長（以下「学部長」という。）候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 次の各号の一に該当する場合、速やかに学部長を選考しなければならない。

- (1) 学部長の任期が満了するとき
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長が欠員となったとき

(選考)

第3条 学長は、学部長候補者を選考し、理事長に推薦する。

2 学部長は、理事長が任命する。

(任期)

第4条 学部長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 削除

3 学部長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定	平成21年	4月	1日	(制定)
	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	6月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成28年	6月	1日	(第4回改正)
	平成30年	7月	4日	(第5回改正)
	平成31年	4月	1日	(第6回改正)
	令和3年	4月	1日	(第7回改正)
	令和7年	4月	1日	(第8回改正)